

“深谷の暮らし”支援策



各支援策の詳しい内容や申請方法についてはこちら

※この一覧は一部の支援策の概要等をまとめた情報です。詳細は各問合せ先にご確認ください。

暮らし支援

注目!!

ごみ収集週5日!

ごみ収集は週5日、燃やせるごみは祝日を含めて週4日収集で市民の皆様から大好評!!なお、隣接4市は週2回程度

環境衛生課
048-578-7332

移住支援金

補助額：テレワーク支援・引越支援・新生活支援 各3万negi
(子ども加算・県外加算・Uターン加算) ※「negi」は地域通貨の単位です
主な要件：①令和7年10月1日以降の転入、②市内に住宅を取得、③40歳未満

企画課
048-574-8096

住宅用省エネ設備 設置費補助金

対象：住宅用省エネ設備で要件を満たすものを設置すること
補助額：6万円から20万円(設備・条件による)

環境課
048-577-6539

勤労者住宅資金 貸付制度

対象：市内に居住する(見込み含む)勤労者による住宅の新築・増改築・購入(中古を含む)や宅地購入 融資額：500万円以内

商工振興課
048-577-3409

住宅耐震診断 補助金交付事業

対象：建築士法第2条第1項に規定する建築士が実施する耐震診断
助成額：診断費用の2分の1 (上限5万円)

建築住宅課
048-574-6655

木造住宅耐震化 補助金交付事業

対象：耐震診断により安全でないと診断された木造住宅の耐震改修工事 助成額：改修費用の3分の1 (上限30万円)

※昭和56年5月31日以前に
工事着手した住宅である
ことなどが要件

結婚新生活支援 補助金

補助額：引越費用・住居費・リフォーム費用等 最大60万円

協働推進課
048-574-6658

住宅や引越し などへの支援



子育て支援

注目!!

保育施設利用時の 経済的支援

- ①保育料完全無償化!
- ②第3子以降の『副食費』が無料!
- ③第3子以降の『私立幼稚園プレクラス(未就園児)保育料』25,700円/月まで補助
- ④未就園児が一時預かりを利用した場合、利用料金を一部補助

保育課
048-574-8648

※認可外保育施設の保育料無償化、プレクラス保育料及び一時預かり利用料金の補助は申請手続きが必要(一部要件あり)

全小学校に 学童保育室を設置

すべての小学校敷地内(隣接含む)に学童保育室を設置済みで、まち全体で放課後の児童の安全と保護者の安心を確保!

子育て支援 センターの設置

市内に17カ所設置!経験豊かな保育士などが気軽に育児相談をサポート。子育てイベントも魅力!



子育て支援



市立幼稚園の保育サービスの充実

全園で充実の保育サービス実施(①3歳児学級の実施、②平日、長期休業中も18時までの預かり実施、③毎日、給食の提供あり)

小中学校給食の無償化

内容：深谷市立小中学校の給食を無償化、私立小中学校に在籍する者にも給食費相当額を給付
補助額(年額)：小学校上限60,500円、中学校上限72,600円

不妊治療費補助事業

不妊治療を受けたかたを対象に、1回あたり上限10万円の治療費を補助 ※要件を確認の上、申請手続きが必要

早期不妊検査費補助事業

内容：夫婦ともに受けた検査
補助額：上限2万円もしくは3万円 ※要件を確認の上、申請手続きが必要

不育症検査費補助事業

内容：夫婦ともに受けた検査または妻のみが受けた検査
補助額：上限2万円もしくは3万円 ※要件を確認の上、申請手続きが必要

こども医療費助成

0歳から18歳年度末まで通院・入院医療費を助成※被扶養者でない児童は対象外
各種医療保険制度による医療費の一部負担金を助成

0歳児子育て支援金

対象：住民登録のある対象児童(0歳児)の養育者(同居の父母等)のかたに地域通貨を支給 支給額：第1子5万円相当 第2子以降3万円相当

認定長期優良住宅(家屋)に係る減額

令和13年3月31日までに新築され、長期優良住宅の認定を受けた家屋
減額：固定資産税の2分の1を減額(1戸当たり120平方メートル分まで)

住宅の省エネ改修に係る減額

令和13年3月31日までに窓の改修工事を含む断熱改修工事をした場合(併せて太陽光発電設備を設置した場合も対象)
減額：固定資産税の税額を3分の1を減額(1戸当たり120平方メートル分まで)

住宅耐震改修に伴う減額

令和13年3月31日までに耐震改修工事を施工した家屋
減額：固定資産税の2分の1を減額(1戸当たり120平方メートル分まで)

長期優良住宅の認定制度

認定を受けた建築物は税制の優遇措置が適用(住宅ローン減税の拡充、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の負担軽減措置など)

低炭素建築物の認定制度

認定を受けた建築物は『低炭素建築物』として税制の優遇(住宅ローン減税の拡充、登録免許税軽減措置)や容積率の緩和等が受けられる

教育総務課
048-574-5811

保健センター
048-575-1101

こども青少年課
048-574-6646
※申請手続きが必要

資産税課
048-574-6638

※「住宅の省エネ改修」及び「住宅耐震改修」に係る減額措置を受ける場合で、長期優良住宅の認定を受けた場合は固定資産税額の3分の2になります。

建築住宅課
048-574-6655

※着工前の申請必須。着工後の申請は受付不可。

固定資産税の減額制度

減税



認定制度

